

## 教第66号議案

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する日を定める規則について

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する日を定める規則を次のように制定する。

令和4年2月8日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 長谷川 達也

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する日を定める規則

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例(平成30年12月条例第20号)附則第2項に規定する教育委員会規則で定める日は、令和4年3月31日とする。

### 理由

神戸市立ありの台小学校の位置について、経過措置を終了させるに当たり、規則を制定する必要があるため。

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する日を定める規則をここに公布する。

令和4年 月 日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する日を定める規則

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例（平成30年12月条例第20号）附則第2項に規定する教育委員会規則で定める日は、令和4年3月31日とする。

## 神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する日を定める規則の件

### 1. 規則制定の趣旨

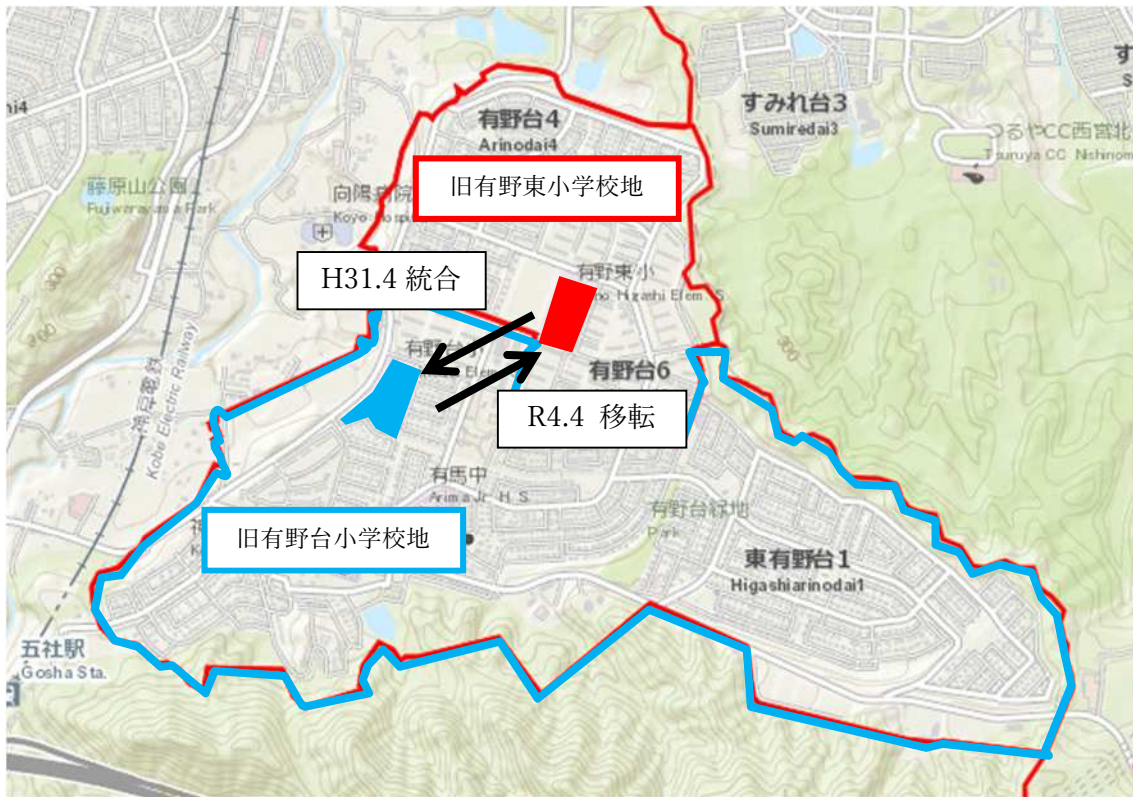
平成31年4月に開校したありの台小学校の位置について、旧有野東小学校地（北区有野台5丁目2）において新校舎が完成するまでの間、経過措置として学校の位置を旧有野台小学校地（北区有野台2丁目8）と定めているが、この度、令和4年4月1日に新校舎が完成し移転することに伴い、経過措置終了の日を定めるものである。

### 2. 規則の内容

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する日を定める日は、令和4年3月31日とする。

### 3. スケジュール

- 平成31年4月 ありの台小学校開校（旧有野台小学校地にて）
- 令和2年11月 新校舎建設工事着工
- 令和4年3月 新校舎完成（旧有野東小学校地にて）
- 新校舎移転



#### 4. 学校設置条例 該当条文

##### (1) 附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 神戸市立ありの台小学校の位置は、平成 31 年 4 月 1 日から同日から起算して 5 年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日までの間は、改正後の別表 2 の規定にかかわらず、神戸市北区有野台 2 丁目 8 とする。

##### (2) 別表 2(第 3 条関係) 小学校

神戸市立ありの台小学校	神戸市北区	有野台 5 丁目 2
-------------	-------	------------

#### 5. その他

##### (1) 市会への上程は必要ではないのか？

学校設置条例に記載されているありの台小学校の住所は移転後の住所であり、本議案は条例の内容を改正するものでないため不要（法務支援課確認済み）

##### (2) 学校の住所移動に伴い、県教委に「学校設置廃止届」の提出が必要ではないか？

本来、学校の住所が変更になった場合、県教委に「設置廃止届」の届出が必要になるが、ありの台小学校開校当時に移転後の住所で届け出ているため、改めて届出をする必要はない。（兵庫県教委学事課確認済み）